平成２３年（フ）第１００９号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－７棟601号
債務者　小林キミ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１２号
京都市山科区四ノ宮神田町29番地　近建イレブン804号室
債務者　山形　素子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１６号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町40番地の62
債務者　林　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２６号
京都市左京区下鴨森ケ前町64番地の18
債務者　津田　　門（旧姓富岡）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３５号
京都市山科区東野南井ノ上町18番地の18
債務者　出口　慶一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
奈良県大和郡山市額田部北町571番地１　中津ハイツＣ―102
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１０号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田１丁目13番７号
債務者　森川百合子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１５号
奈良県天理市田部町253番地２　ユーハイツ201
債務者　宮田パトリシアロサリオ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
和歌山県新宮市徐福１丁目５番38号
債務者　井上　逸夫
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１７５５号
広島市中区住吉町12番５―302号
債務者　佐伯麻由美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２２号
広島県竹原市港町４丁目６番４号
債務者　古河　厚子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３９号
広島県東広島市西条町御薗宇4531番地　県営西条御園宇アパート１―407号
債務者　半田　圭典
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７１号
広島市南区向洋新町１丁目11番３号
債務者　横佩　京子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３４号
広島市東区馬木２丁目1391番地２
債務者　大野　宣貴（旧姓大貝）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１１号
広島県東広島市志和町七条椛坂684番地１
債務者　黒川　孝行
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
広島県呉市倉橋町9915番地の６
債務者　宮本　光博
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１００号
広島県呉市吉浦本町１丁目３番２号
債務者　兼永　泰之
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　広島地方裁判所呉支部